



## 建交労全国事業団・高齢者部会

### 2018春闘方針

スローガン 憲法改憲阻止にすべての力を結集して  
アベ政権打倒し、失業と貧乏と戦争なくそう

※国内外の情勢問題などは、「建交労2018年春闘方針」をお読みください。

#### 私たち事業団・高齢者部会をとりまく情勢について

安倍首相は、2018年の年頭挨拶で「この国の形、理想の姿を示すものは憲法であります。新しい時代への希望を生み出すような憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示し、憲法改正に向けた国民的な議論を一層深めていく」と憲法尊重擁護義務を投げ捨てる発言をしました。そして年内に憲法「改正」に向けて衆参両院議員の3分の2以上の賛成を得て、国会が発議し、国民に提案してその承認＝国民投票＝を経るとも強調しました。戦前のファシズム国家(※)に近づきつつあり、戦後、私たちが守ってきた日本国憲法が掲げる国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、戦争放棄などを唾棄(だき)して日本を「戦争のできる国」に突き進もうとしています。万が一「改憲」されれば政府批判する労働組合は弾圧の対象となり、戦前の大政翼賛的な物言えぬ国家になってしまいかねません。

私たちは、国会で憲法「改正」の発議をさせず平和憲法をなんとしても守り抜かねばなりません。そして広範な国民と憲法守る野党と共に秘密保護法や集団的自衛権、そして戦争法、共謀罪を廃止させようではありませんか。

子どもや孫に問われた時に、憲法「改正」に反対しなかったことを悔やむのではなく、憲法を守り抜くことの大義と正義は国民の側にあることを確信にして総力あげてたたかきましょう。

※権力で国民・労働者階級を押さえ、外国に対しては侵略政策をとる独裁政治体制のことです。

建交労の前身の労働組合のひとつである全日自労結成から今年で72年経ちます。60年以上「失業と貧乏と戦争に反対」という行動スローガンを掲げてと

りくんでいる労働組合です。このスローガンは世界的な願いです。

建交労全国事業団・高齢者部会は2018年春闘では、働きたい仲間を結集して仲間たちの安定した雇用をめざし、仲間たちの仕事確保を最優先にとりくみます。あわせて「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一3000万人署名」の実現、早期に安倍政権を退陣させて、立憲主義、憲法を守り、社会保障の充実・拡充のために総力をあげて奮闘しようではありませんか。

## 1. いまの失業・雇用情勢について

### まやかしの国の統計数字「完全失業者」

2017年12月の「完全失業者数・失業率」（総務省2018年1月30日公表）は、174万人・2.8%（昨年12月は205万人・3.1%）とされています。政府の統計は、「月末の1週間のみ働いていない・就労していない」という統計計算のまやかしがあり、正確な「失業者」数の実数が公表されていません。実際の「失業者・率」は3倍・500万人以上という推測もあります。とくに若者、中高年齢者、とりわけ高齢女性の失業率は高い数値をしめしています。

### 安倍内閣の「働き方改革」や「人づくり革命」「生産性革命」のウソ

通常国会は1月22日から6月20日まで開かれます。安倍内閣は「働き方改革」「生産性革命」「人づくり革命」などについて先の衆議院選挙で「国民の信任を得た」と豪語して、「実行」と「結果をだす」と言い切っています。

「働き方改革」は8つの法案が一括で提出されます。その一つである「雇用対策法」は、全日自労がたたかってきた失業対策事業打ち切り反対闘争以来の雇用保障要求も反映して、「労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上」と「完全雇用の達成」が目的に掲げられていました。今回の「改正」では、その第一の目的として「労働生産性の向上」が加えられ、雇用政策を産業政策に従属させようとしています。さらに目的に「多様な就業形態の普及」も掲げられました。「労働生産性向上」は完全雇用にも賃上げにも結びつかないばかりか、賃下げ、労働強化や人員削減など人減らし「合理化」による財界・大企業の儲け拡大に寄与するだけです。そして「多様な就業形態の普及」は、内閣府や厚生労働省の説明によると女性や高齢者など「さまざまな事情を抱えている方にも労働に参加してもらうこと」だといいますが、これは労働者としての権利を奪おうとするものです。

「残業代ゼロ」や「過労死ラインまで働かせることの合法化」とともに、国は、労働者保護の必要性を掲げる労働法制を否定して、収益拡大のみを追求する強欲資本主義に進み出そうとしています。

### 「人生100年時代」－生活危機と貧困と格差の拡大

さらに安倍政権は、「人づくり革命」を掲げていますが、人材への投資が中心で、その目的の本丸として「1億総活躍社会」を実現するため「人生100年時代」を新たに掲げています。しかし2004年に「年金100年安心」と当時の元厚労大臣が豪語しましたが、いつのまにかうやむやになり政府の公約からは消えてしまいました。年金受給年齢をいまの65歳から70歳に引き上げて、貧困と格差をさらに広げ国民の生活を危機においやる愚劣な政策としかいいようがありません。

安倍政権が「働く人の立場にたった『働き方改革』をすすめる」と言うのであれば労働者保護にたった人間らしく働けるルールを確立して、貧困と格差を根本的から是正する政策が求められています。

大量の失業者、とくに若者の失業増大、パート・非正規労働者化、中高年齢者の失業・不安定就労化などは、国による安定雇用・失業改善のための抜本的な政策＝公的就労事業の創設がなければ解消できないところまできています。

## 2. 国・厚生労働省のめざす雇用対策について

### (1) 私たちの「高齢者事業団」などについて

建交労全国事業団・高齢者部会には全国約100の高齢者事業団、中高年雇用福祉事業団、企業組合、NPO、ワーカーズコープ、公益財団法人ソーシャルサービス協会事業所（介護・清掃・生活困窮者支援などの事業展開）などが結集しています。

厚労省は「高齢者事業団」等について「高齢者が自立して就労を促進している団体だ」との認識を示し、建交労は交渉のなかで再三このことを確認してきました。

しかし、高年齢者雇用安定法（高安法・2016年4月改正）第5条・第36条にもとづき「高齢者事業団」などへの援助・育成と就労機会増、高齢者等の就労を促進している団体について全国的な調査をするよう求めています。厚労省はこれを拒んでいます。そして、援助・育成団体については「高安法上、具体的な補助金をだしているのはシルバー人材センターだけ」であり、それ以外の団体については難しいとの回答を繰り返しています。この理屈を打破しなければなりません。自治体闘争からの国に迫る運動の強化が求められています。

あわせて全国の多くの事業団は、1970年代以降、全日自労が失対事業打ち切り反対闘争のなかで生み出した就労の受け皿として設立した事業体です。自治体からの公園清掃などの受注などにより長年、働きたい高齢者などの就労の場となってきました。市民に喜ばれる“事業団”としてさらに継続・発展させなければなりません。市民の視点による新たな仕事おこし・仕事つながり・組合員一人ひとりが仕事おこしにかかわることが重要です。

内閣府は新たな「高齢社会対策大綱」を見直して「働き方改革実行計画」

にそったシルバー人材センターを中心に「多様な就業形態の普及」を促進することをすすめています。

## (2) シルバー人材センターの規制緩和(業務拡大)問題

建交労は昨年の全国統一要請書のとりくみで高齢者の雇用・就労機会の拡大とあわせ、「シルバー人材センターが労働者派遣事業・職業紹介事業をおこなおうとする場合には、知事の権限にもとづく対象業務・地域の指定において、民業圧迫や労働者保護を害することのないよう厳密に審査・決定すること。指定にあたっては建交労の意見も聴取すること」を要請しました。これにたいして北海道庁が建交労北海道本部に意見を求めてきました。建交労道本部は意見として①派遣と職業紹介の対象業務の限定、②労災かくしなどの不法行為がないよう指導・監督の強化、③道庁に相談窓口の設置、④地場賃金の抑え込みをまねかないようにし、一般会員との賃金(報奨金)の格差が生じないようにすること、⑤民業圧迫や労働者保護を害した場合、指定の取り消し・変更をおこなうべき、などと求めました。

いまのところ「業務拡大」は7道県ほどのうごきのようですが今後全国にひろがる可能性は大きく、私たちは、高齢者を安上がりに使おうとすることや地域の雇用情勢の悪化を引き起こすことのないよう、シルバー人材センターの規制強化を求めています。

## (3) 生活困窮者自立支援のとりくみ

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されて3年たちます。まだまだ全国的な普及はすすんでいません。厚労省は今年大きく「改正」に向けた見直しをします。建交労伊丹支部などが開催した「生活困窮者自立支援法第5回研究会」には就労団体や自治体職員、厚労省、国会議員など約160人が参加しました。伊丹事業団が全国的に注目されている証です。

今年の見直しでは「優先発注」が鍵になると思われます。北信越の事業団が自立支援団体の申し入れを自治体にしたら、担当者から歓迎されたそうです。ほとんどの自治体が自立支援に踏み出せていない状況のなか、長年、就労促進の仕事をしてきた歴史と実績があるのは事業団だけだと思います。就労支援と雇用対策の一環として全国的な事業展開にとりくもうではありませんか。

建交労では、兵庫・伊丹(2団体認定)、長野、北海道・旭川、青森、宮城・仙台、同塩釜、三重、島根、広島・三原、高知の10組織12事業団等が自治体の認定団体となりました。

団体認定にあたっては、厚労省社会・援護局は、建交労の長年の要請にこたえて総務省が改正した地方自治法施行令第167条2の3項で、生活困窮者自立支援団体について「随意契約」できるようにした認定要綱を策定しています。

この制度は、社会と分断された市民を官民が一体となって「社会参加する意義」や「働く楽しさ」を伝え、生活困窮者を自立に導く制度です。とくに伊丹支部・雇用福祉事業団等は厚労省から「モデル事業 社会的企業」としてHP

でも紹介されています。自力のある事業団は果敢に挑戦してください。

### 3 介護保険制度をめぐる動き

「介護の社会化」として制度が施行されて介護保険制度は18年たちます。

今年介護保険制度の見直しがおこなわれます。8月には3割負担の動きがあります。ますます介護保険が利用できない仕組みになってきました。現在40歳以上の国民は介護保険料を徴収されています。しかし本当に必要な要支援・要介護の人たちが介護保険で利用できているのかと言えば多くの人が十分納得いく介護保険が利用できていない実態があると思われれます。そして老人福祉・介護事業所における倒産は、2016年度で108件・総額94億6百万円という莫大な負債をかかえてつぶれています。倒産した事業所の過半数は設立5年以内、約7割が小規模事業所でした。介護の利用するニーズはあるのに、毎年の介護保険制度の「改悪」介護報酬の引き下げなどの影響を受けて経営困難に陥っている実態です。

介護労働者の賃金は産業平均労働者の平均賃金より約9万円から10万円低く、建交労の介護事業で働く労働者アンケート昨年2017年の結果では、平均月収は「17万9000円」でした。さらに産業平均30万4千円(※)より約12万円低いことになります。

(※出典=厚労省：平成27年賃金構造基本統計調査概況から)

利用者に寄り添って安全・安心の介護を担う介護労働者の地位向上と賃金・労働条件の大幅引き上げは、まったなしの状況です。建交労は厚生労働省にたいして次の要請事項を掲げて交渉しています。

- 1、「介護保険あって介護なし」「介護難民」と言われる状態を即刻改善し、利用者にとって必要なサービスが安心して利用できる介護保険制度にすること。たとえ要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した暮らしが継続できるよう必要な介護サービスや希望される支援が安心して受けられるようにすること。介護費用における国の負担割合を引き上げ、介護保険料の引き下げや利用者負担をすべて1割負担に戻すこと。今年8月から実施予定の3割負担は撤回すること、など
- 2、介護に従事する人材確保にたいする対策を抜本的に確立すること。ヘルパーやケアマネジャー、介護職員などの賃金を大幅に改善できる具体的で抜本的な対策を講じること。現行の「処遇改善加算方式」ではなく、全額国庫負担にして基本賃金が毎年引き上がる仕組みを事業所の労使間協議に委ねるのではなく、国の責任において確保すること。その際の賃金の積算根拠は国家公務員賃金を基準にすること。訪問介護は有資格者でなければ従事できず、在宅での1対1での対人援助で、より専門性が求められる職種であり国として在宅援助の人材確保のための抜本的な特別対策を早急に講ずること、など。

#### 4. 2018年春闘、事業団で働く仲間の生活実態

全国でとりくまれた春闘アンケートの中間集約(2018年1月25日現在)です。支部・分会、職場での討論の資料として活用してください。

##### (1) 全国事業団・高齢者部会の2018春闘・賃上げ要求基準と制度政策

###### 【全国事業団・高齢者部会 統一要求基準額-案】

月額15万円以上 時給1000円以上をめざします

**(2) 18年春闘・事業団・高齢者の要求アンケート中間結果** ( )内は昨年。  
都道府県から763人分集約(1月25日現在。昨年868人)されました。

〈仕事の内訳〉は、①高齢者(中高年)事業団687人90%(788人90.8%)、②公益財団法人ソーシャルサービス協会 22人2.9%(31人3.6%)、③シルバー人材センター5人0.7%(13人1.5%)、その他22人2.9%(19人2.2%)などです。

〈性別〉では①男性478人62.6%(543人62.6%)、②女性273人35.8%(310人35.7%)

〈年齢〉①70代366人48%(388人44.5%)、②60代272人35.6%(330人38.0%)で全体の8割を超えます。50代以下は1割弱と昨年より減り、80歳以上の仲間は30人(29人)います。

〈家族構成〉は「一人暮らし」が204人26.7%(210人24.2%)、「夫婦だけ」が261人34.2%(325人37.4%)、「親と子」が181人23.7%(202人23.3%)でした。4人に一人がひとり暮らしという実態です。

〈家計収入〉では、「自分の収入のみ」が316人41.4%(378人43.5%)、「自分ふくむ2人の収入」が342人44.8%(384人44.2%)です。「生活保護を受給している」人は31人4.1%(23人2.6%)と昨年より増えました。

〈生活実感〉「かなり苦しい」は201人26.3%(232人26.7%)、「やや苦しい」300人39.3%(368人42.4%)、「まあまあだ」229人30%(240人27.6%)、「ややゆとりがある」11人1.1%(8人0.9%)、「かなりゆとりがある」は1人0.1%(2人0.2%)でした。「苦しい」が昨年から1割増えて7割の仲間が悲鳴をあげています。

〈年金受給について〉「もらっている」578人75.8%(664人76.5%)、「もらっていない」157人20.6%(182人21.0%)と2割近い人がいます。

〈年金の種類〉「厚生年金」が311人53.8%(383人57.7%)、「国民年金」153人26.5%(171人25.8%)でした。無年金などの人は2割弱と深刻です。

〈年金受給額〉受給では、「5万円から10万円未満」が一番多く208人36%(264人39.8%)、つぎに「10万円から15万円未満」が145人25.1%(143人21.5%)、「5万円未満」は134人23.1%(154人23.2%)、「15万円以上」受給しているのは80人13.8%(89人13.4%)でした。平均受給金額は8万9千円(昨年

8万7千円)と昨年より2千円増でした。

〈1か月の労働日〉では、「10日から15日未満」が372人48.8%(433人49.9%)と一番多く、2位は「5日から10日未満」が124人16.3%(124人14.3%)、昨年2位だった「15日から20日未満」116人15.2%(154人17.7%)は3位に、つづいて「20日から25日未満」93人12.2%(105人12.1%)とつづきます。平均1か月の稼働日数は「13.6日」(昨年14日)と0.4減でした。

〈1か月の希望労働日数〉昨年と同様1位は「10日から15日未満」が1位で310人40.6%(337人38.8%)、2番目は「15～20日未満」208人27.3%(273人31.5%)、3番目は「20～25日未満」96人12.6%(120人13.8%)。4位は「5日～10日未満」70人9.2%(76人8.8%)、「25日以上」が15人2.0%(16人1.8%)、位に「5日未満」25人3.3%となりました。平均してあと「14.7日働きたい」という要望です。

〈1日の就労時間〉昨年同様に「6時間台」が一番多く279人36.6%(269人31.0%)、2位が「5時間台」182人23.9%(173人19.9%)、3位が「3～4時間台」109人14.3%(136人15.7%)、つぎに「8時間以上」で77人10.1%(120人13.8%)「7時間台」63人8.3%(118人13.6%)とつづきます。

1日就労時間の平均は5.9時間(昨年5.9時間)と同じでした。

〈賃金要求〉時間給の要求・現在の時間給にあと161.7円＝平均(昨年149.5円)引き上げしてほしいという集計になりました。

〈月額での要求額〉は、毎回の特徴ですが「回答なし」の人が9割弱(昨年8割強)います。回答していただいた要求額で多いのは「1万円」台が18人2.4%(30人3.5%)、「5千円」13人1.7%(31人3.6%)、「5千円未満」22人2.9%(47人5.4%)、「5万円」2人0.3%(17人2.0%)という順位です。

平均要求額は17,479円(昨年25,064.5円)と昨年比7,586円減りました。

社会保障にかかわる設問です。

〈通院していますか〉「かかっている」426人55.8%(495人57.0%)と半数以上が通院しています。「たまにかかっている」166人21.8%(183人21.1%)、「かかっていない」126人16.5%(145人16.7%)。昨年と同様の回答です。

〈1年間の医療費はいくらかかりましたか〉「5万円未満」は378人49.5%(435人50.1%)と5割の人が答えています。「5万円から10万円」が197人25.8%(211人24.3%)、「10万円以上」が88人11.5%(113人13.0%)でした。

〈家計負担＝複数回答〉で多いのは、4年連続く1位「食費」411人55.7%(449人52.9%)、2位は「税金・社会保険料」211人28.6%(223人26.3%)、3位「医療費」206人27.9%(278人32.7%)です。つづいて「水道・光熱費」198人26.8%(217人25.6%)、「住宅関係費」145人19.6%(177人20.8%)等と昨年と同じ傾向でした。

〈対政府要≒12項目から複数回答－新項目〉で多かったのは

1位は「年金・生活保護制度の拡充」368人51.5%、2位は「医療・介護・保育の充実」303人42.4%、3位は「消費税増税の中止・富裕層への課税強

化」282人39.4%、4位は「景気・物価対策、中小企業振興」260人36.4%、5位は「最低賃金引き上げ、公契約法・公契約条例の制定」232人32.4%、6位は「原発ゼロ、再生エネルギーへの転換」159人22.2%等でした。

### (3)2018年介護職場で働くみんなの要求アンケート中間結果 (1/25 現在)

「生活が苦しい」5割超す 不満なことの1位は「人手が足りない」  
対政府要求の1位は「医療、介護・福祉など制度改善」

5県から79人分(昨年150人17年5月現在)が集約されました。

( )内は昨年。

〈性別〉では男性8人(18人12%)、女性71人89.9%(132人88%)。

〈家計収入〉は「自分と2人の収入」22人27.8%(50人33.3%)、「自分の収入のみ」45人57%(50人33.3%)「3人以上の収入」が11人13.9%(20人13.3%)。

〈職種〉「小規模多機能型」28人%35.4(49人32.7%)、「訪問介護」が41人51.9%(45人30%)、3番目に「居宅介護支援」6人7.6%、「特養その他」2人2.5%(14人9.3%)、「通所介護」30人20%(人%でした)。

〈勤務形態〉は「常用雇用」38人48.1%(78人52%)、「登録ヘルパー」20人25.3%(20人13.3%)「パート、その他」が20人25.3%(49人32.7%)です。

〈資格〉多いのは「初任者研修旧2級ヘルパー」21人26.6%(42人28%)、「介護福祉士」23人29.1%(48人32%)、「その他」9人11.4%(20人13.3%)、「実務者研修旧1級」6人7.6(6人4%)、「看護師」5人6.3%(9人6%)、「ケアマネジャー」3人3.8%(5人3.3%)でした。

〈生活実感〉は「かなり苦しい」が13人16.5%(23人15.3%)、「やや苦しい」30人38%(54人36%)とあわせると5割弱が「苦しい」と答えています。賃金・労働条件の改善はまったなしです。「まあまあだ」32人40.5%(67人44.7%)、「かなりゆとりがある」ゼロ人(ゼロ人)でした。

〈毎月の総収入〉平均は「18.2万円」(17.9万円)と昨年と比較して0.3百円増収でした。「15万円～20万円未満」13人34.2%(43人55.1%)。つぎに「20万円～25万円未満」12人31.6%(20人25.6%)、「10万～15万円未満」11人28.9%(14人17.9%)、「20万円以上」は2人5.3%(ゼロ人%)です。それでも毎年、低い賃金でハードな仕事をこなしている実態があります。

〈年間収入の前年比〉「増えた」人は12人31.6%(33人42.3%)、「減った」人は3人7.9%(9人11.5%)「変わらない」は21人55.3%(32人41%)でした。

〈毎月の就労日数〉平均は15.2日(昨年15.5日)でした。

〈毎月の総労働時間〉平均は60.3時間(昨年71.2時間)でした。

〈平均月収〉は、平均で75,395円(昨年65,000円)と昨年比1万円増えています。

〈今年の賃上げ要求額〉は、平均で19,778円(昨年16,125円)でした。

〈社会保険関係—厚生年金・健康保険〉の「加入」48人60.8%(103人68.7%)、「未加入」20人25.3%(35人23.3%)。



〈雇用保険・労災保険〉の「加入」46人58.2%(107人71.3%)、「未加入」14人17.7%(28人18.7%)となっています。

〈有給休暇制度〉「ある」は57人72.2%(117人78%)、「なし」が12人15.2%(26人17.3%)と昨年と比較して「なし」が減少しました。

〈交通費〉が「支給されている」63人79.7%(100人66.7%)、「未支給」は6人7.6%(21人14%)と昨年に比べ減少しました。

〈不満なこと〉1位は「人手が足りない」36人52.2%(73人57.5%)、2位は「賃金が安い」34人49.3%(53人41.7%)、3位に「退職金がない・少ない」17人24.6%17(13.4人%)、4位「仕事がきつい」13人18.8%(22人17.3%)、同位「労働時間が長い」は13人18.8%(8人6.3%)、6位「ただ働きがある」人%(15人11.8%)、この他には「職場や仕事なくなるのではないか」8人11.9%(18人14.2%)「同僚・上司との人間関係」8人11.9%(13人10.2%)でした。

〈いま節約していること〉1位は、4年連続「食費」41人52.6%(69人46.6%)、2位は「被服費」33人42.3%(60人40.5%)、3位は「水道・光熱費」29人37.2%(50人33.8%)、4位「教養・娯楽費」17人21.8%(36人24.3%)となりました。

#### 〈対政府要求一複数回答〉新規設問

1位は「医療・介護・保育の充実」52人68.4%、2位は「消費税増税の中止・富裕層への課税強化」35人46.1%、3位は「年金・生活保護制度の拡充」24人31.6%、4位は「最低賃金引き上げ、公契約法・公契約条例の制定」23人30.3%、同位「憲法改悪反対、戦争法・共謀罪廃止など」、6位は「景気・物価対策など」20人26.3%等でした。

## 5. 公契約条例制定と全国一律最低賃金1000円以上のとりくみ

公契約条例制定の運動が全国各地でとりくまれています。公契約（自治体と民間の契約）にもとづく公共工事・委託業務（清掃・福祉・介護・医療など）が対象で、そこで働く労働者の賃金・報酬の下限額や雇用などを契約において遵守させるものです。最低賃金に格差をなくす全国一律最低賃金制を早期に実現するとりくみを強めます。

これまでに条例が制定されたのは、千葉・野田市、神奈川・川崎市、同・厚木市、同・相模原市、東京・多摩市、同・国分寺市、同・渋谷区、同・足立区、同・港区、同・世田谷区、同・千代田区、福岡・直方市、兵庫県三木市、同・加西市、高知市、北海道・旭川市、埼玉草加市、同・越谷市、千葉・我孫子市、愛知・豊橋市などの20自治体（2017年11月末現在）になりました。事業団等で働く組合員の賃金引き上げのためにも公契約条例制定や公契約法実現のたたかいが重要です。

各自治体での公契約条例制定の運動に、県労連などとも共同して自治体キャラバンなどのとりくみを強めます。

またすべての労働者に暮らせる賃金を要求し、全国一律最低賃金制実現、時間額1,000円以上をめざします。神奈川県労連では「だれもが働いたらまともな生活ができる賃金」を求めて最低賃金裁判をたたかっています。建交労神奈川県本部の事業団の仲間たちも原告に加わっています。署名などのとりくみを強めます。

今春闘では、「建交労 全国統一要請書」にもとづく都道府県知事・自治体首長にたいする要請行動にとりくみます。各組織は県本部などと話し合い要請期日など具体的スケジュール計画をたてとりくみをすすめてください。要請した組織は、必ず中央本部に回答内容などについてご報告ください。

## 6. 事業団における組織建設、組織拡大について

### 労働組合運動と事業団活動は“車の両輪”

事業団・高齢者部会は、第19回総会決定にもとづき、春の拡大月間にあわせて組合員・仲間をふやす運動にとりくみます。労働組合が作り上げてきた事業団です。労働組合運動と事業団活動が車の両輪として動くことが重要です。

(1) 春の組織拡大月間は、3月から4月末日までの2か月間です。1月と2月は準備月間です。組織拡大集中ゾーンは、第1次を3月2日から5日まで、第2次は4月6日から9日までとします。

(2) 全国にはまだ単独の事業団などがあります。総務省の政令改正などの情報が入っていない状況もあり、情報提供などとあわせて建交労への加入の呼びかけをすすめます。

(3) 全労連のなかに介護労働者を組織している単産が6つあります。医労連・生協労連・自治労連・福祉保育労・全国一般、そして建交労です。

「全労連・介護ヘルパーネット」で情報交換などの会議をかさねてきました。全労連と介護6単産は、介護労働者約140万人の組織化に向けて、介護6単産や各県労連等と共同で「総かがり作戦」にとりくみます。島根では自治労連との学習会を重ねながら組織化に向けてとりくみが続いています。

(4) 仲間を増やすことと財政基盤を安定することは同じです。すべての組合員が機関誌「建交労」（月刊）を購読しましょう。あわせて季刊「理論集」の購読、建交労共済や全労済の加入をすすめましょう。

#### 〈拡大月間でやりきる課題〉

- ① 幹部及び執行部が拡大目標と組織化の対象者を明確にしましょう
- ② 具体的な計画・だれが加入者に呼びかけるかなどを決めましょう
- ③ 幹部が先頭に拡大集中日を設定して参加者の行動配置をしましょう
- ④ 役員・幹部を主体に組織建設推進委員の登録をすすめ、推進委員を中心に仲間を増やす目的や役割、任務など意志統一をする学習会や決起集会を開きましょう

- ⑤ 建交労月刊誌の組合幹部の全員購読、未購読の団員等にたいして購読をすすめます。あらたに通信員登録制度に積極的に登録します。各組織から1人以上の登録をめざします。

## 7. 事業団を増やし、事業拡大へ本格的にとりくもう

### (1) 総務省・随意契約対象拡大の政令改正にたいする自治体要請の強化

#### ー働きたい高齢者・失業者・求職者の登録運動を強化しようー

政令改正から7年が経過しました。各自治体への要請を強めて、かならず随意契約の認可団体として働きたい高齢者・失業者・求職者の雇用確保につなげます。毎年、繰り返し粘り強く要求を実現するまで自治体要請をすることが重要です。総務省に随意契約対象拡大の政令改正を勝ちとった成果を、各県及び支部・分会が自治体要請の際にきちんと申し入れます。そして仕事確保に結びつけるとりくみが求められています。

### (2) 働きたい失業者のハローワーク前アンケートの実施

失業者闘争がとりくめない組織が増えています。さまざまな困難な状況があると思いますが、私たちの事業団は、「高齢者が自立して就労を促進している団体」です。働きたい仲間の要求実現をめざしてたたかう労働組合です。組織されている団員さんだけの要求だけではなく、働きたい失業者、求職者、生活困窮者、地域住民など幅広く要求を掘り起こしながら自治体、国に迫ることが非常に重要です。京都は自力で実施、広島・島根・福岡田川は県労連や地域労連の共闘組織の仲間たちの力もいただきながら毎年実施しています。各地でも単独のとりくみではなく、建交労の運動が共感をもって共有した運動体になることが運動の確信です。地域の失業・雇用状況の実態を明らかにして国や県、自治体、各市長会などに雇用対策改善を要請して国の施策の転換につながるものと考えます。あわせて幹部の決意とやる気が問われていると思います。

### (3) 事業団同士の相互交流や地協ごとの交流を強めよう

北信越地協として昨年事業団の現場視察と交流会を成功させました。これまでの事業展開だけでは内向けの事業展開となってしまうことが多く見られます。武の事業団はどんな仕事をしているのか、団員および組合員同士の懇談・交流が新たな展開につながる可能性があります。自治体などにたいして高安法5条・36条に対する援助・育成を具体化させるとりくみを強めます。これは国と自治体の責務であることを強く主張してください。仕事の受け皿として全県に高齢者事業団、中高年事業団及び（公財）ソーシャルサービス協会事業所等のアピールを各組織が創意工夫してとりくみます。地域の就労支援事業体などとの懇談・申し入れなどをおこない共同行動をとりくみながら結集するとりくみをおこないます。

### (4) 2018年 事業団等実態アンケートの実施について

今年も5月頃に「2018年事業団等実態アンケート調査」を実施します。労働組合と事業団は車の両輪という位置づけで事業の問題点などを分析します。全国の事業団、企業組合、NPOなどすべての集約をめざします。

## 8. 憲法改悪・国民投票発議を阻止し、戦争法廃止・共謀罪廃止・

### 原発再稼働反対・沖縄新基地建設反対めざすとりくみ

部会として今春闘の最重点のとりくみは、「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一3000万人署名」のとりくみです。5月までに早期3000万人署名を達成しようではありませんか。そして早期に安倍政権を退陣させて、戦争法廃止、共謀罪廃止、立憲主義、憲法を守り、社会保障の充実・拡充のために総力をあげて奮闘しようではありませんか。

原発再稼働と一体で安倍政権が強行しているのが福島切り捨てです。福島・楡葉支部の仲間は、被災後、避難所をてんでんとしたのち、現在はいわき市内などの仮設住宅などに居住していますが、3月で立ち退きを迫られています。自宅の修復・修繕などはほんの一部しかできていません。避難指示解除と仮設住宅からの立ち退き、そして賠償打ち切りは、被災者から未来への希望を奪うものです。

福島原発事故の被災者支援にあたっては、被災者を分断するいっさいの線引きや排除、切り捨てをおこなわず、すべての被災者が生活と生業・仕事を再建できるまで、国と東京電力が責任をもってひとしく支援することを強く求めていきます。

## 9. 建交労フェスタ・イン・北海道のとりくみ

6月15日から17日まで北海道・札幌で開催される「建交労フェスタイン北海道」は、建交労の全国の仲間たちが一堂に集まる交流集会です。

全国事業団・高齢者部会の仲間たちの積極的な参加を呼びかけます。

## 10. 今後の日程

- |                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| 1. 全国事業団・高齢者部会第2回幹事会（東京）             | 1月29日     |
| 2. 建交労 3・7春闘中央行動 厚労省交渉等              | 3月7日      |
| 3. 部会「生活困窮者自立支援対策会議」                 | 3月8日（東京）  |
| 4. 厚生労働省交渉（部会独自）                     | 7月6日午後予定  |
| 5. 建交労第20回定期大会（群馬）                   | 9月1日～3日   |
| 6. 全国事業団・高齢者部会第20回総会（群馬）             | 9月3日午後    |
| 7. 第56回全国事業団・高齢者・介護ヘルパー運動交流集会（三重・予定） | 10月13～14日 |

8. 第32回日本高齢者大会・静岡(熱海)

11月25－26日